ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

長野労働局発表（03-53）
令和３年１０月２５日

長野労働局総務部労働保険徴収室
室　　長　　山口　雅之
室長補佐　　松本　政春
Tel：026-223-0552
Fax：026-223-6751

１１月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

～労働者を一人でも雇ったら手続きを！～

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態にかかわらず労働者を一人でも雇用したら労働保険に必ず入らなければいけません。

長野労働局（局長：小野寺　喜一）では、１１月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」として、労働保険制度が理解され未手続事業の解消が進むよう関係機関及び団体と連携した周知広報活動や未手続の事業主の方への指導など集中的な取組を行います。

－　労働保険は働く皆さんを守ります！！　－

○　労働保険は従業員の安心と会社の安定のための保険です。「そもそも知らなかった」「小さい会社だから大丈夫だと思っていた」「設立準備が忙しくて忘れていた」など、様々な理由があると思いますが、**従業員のため、会社のために加入することは事業主の責任**です。

○　労働保険の加入状況については、中小零細企業を中心に労働保険に関する知識不足等により、依然として未手続事業が存在しており、未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉の向上の観点から極めて重要です。

○　労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ**労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署及びハローワークにて加入手続き**を行ってください。

※　労働保険制度につきましては、当局ＨＰでもご覧いただけます。詳しい手続き等は、当局労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署及びハローワークまでお尋ねください。

・　労働保険とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険を総称した言葉です。
・　「労災保険」は、仕事上や通勤によるケガや病気、不幸にも死亡された場合に必要な保険給付を行う制度です。
・　「雇用保険」は、失業等の際に労働者の生活の安定を図るため必要な給付を、また、雇用の安定のため事業主に各種助成を行う制度です。

～労働保険は電子申請での手続き、口座振替納付が便利です～

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「安心」を支えるワン・ピース

労働保険

労災保険　雇用保険

労働保険は働く皆さんを守ります

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。労働保険は会社の安定はもちろん、従業員の安心・安全のための保険。「アルバイトだけだから大丈夫だと思っていた」、「設立準備が忙しくて忘れていた」、「そもそも知らなかった」など事情はあっても、従業員のため、会社のために、労働保険に加入することは事業主の責任です。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です。（電子申請は24時間、365日いつでもOK！）

- 労働保険とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合もあります。

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp　労働保険　検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

事業主の皆さまへ

労働保険への加入について

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**加入義務**の有無などをご確認の上、まずは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

加入義務のある事業場

次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。（強制適用事業場）

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

労働者とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働に対して給与が支払われる従業員のことをいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。
雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

加入手続きを怠っていると？

1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続きを行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。
その際、労働保険料は手続きを行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の加入手続きを行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。
- 電子申請での手続きをご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続きを行うことができます。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ　労働保険　検索